

東日本大震災に係る消防団員等の公務災害補償等の状況について（平成 24 年 5 月末日現在）

災害補償課

東日本大震災に係る消防団員等の公務災害補償等については、死亡したほとんどの消防団員等のご遺族への災害補償費の支給が行われ、また、療養補償等その他の災害補償も一部を除きほとんどの支給が終了しました。

以下、消防団員等の公務災害等の認定状況及び災害補償費の状況等について御報告します。

1. 消防団員等の被災状況及び公務災害等の認定状況について（表 1）

東日本大震災により死亡又は行方不明となった消防団員は 254 人であり、県別に見ると岩手県が 119 人、宮城県が 108 人、福島県が 27 人となっています（平成 24 年 3 月 11 日現在消防庁発表）。このうち、殉職した全ての消防団員について公務災害の認定が行われました。この公務災害の認定を受けた消防団員は 198 人であり、県別に見ると岩手県が 90 人、宮城県が 84 人、福島県が 24 人となっています。

このほか、宮城県で亡くなられた 5 人の方が法律に基づく作業従事者として災害補償の認定を受けており、合わせて 203 人について公務災害等の認定が行われています。

（表 1）消防団員等の被災状況及び公務災害等の認定状況

県	市 町 村	人 数		
		団 員	作 業 従事者	計
岩 手	宮古市	16		16
	大船渡市	3		3
	陸前高田市	34		34
	釜石市	8		8
	大槌町	14		14
	山田町	8		8
	田野畑村	4		4
	野田村	3		3
	計（8市町村）	90	0	90
宮 城	仙台市	3		3
	石巻市	19	2	21
	気仙沼市	7		7
	名取市	16	1	17
	多賀城市	1		1
	岩沼市	6	2	8
	東松島市	8		8

	亘理町	1		1
	山元町	10		10
	七ヶ浜町	2		2
	女川町	7		7
	南三陸町	4		4
	計 (12 市町)	84	5	89
福 島	相馬市	10		10
	南相馬市	9		9
	新地町	1		1
	浪江町	3		3
	楡葉町	1		1
	計 (5 市町)	24	0	24
合計 (25 市町村)		198	5	203

(注) 当基金が関係組合（消防補償事務を共同処理している岩手県市町村総合事務組合、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合及び福島県市町村総合事務組合）、市町村(以下「関係組合・市町村」という。)からの災害発生速報等に基づいて整理したものです。

2. 殉職した消防団員の状況について

① 殉職した消防団員の年齢構成 (表 2)

殉職した消防団員の年齢構成を見ると、40歳代が64人(32.3%)と最も多く、次いで30歳代が56人(28.3%)、50歳代が35人(17.7%)となっています。

(表 2) 年齢構成

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	計(人)
岩手県	10	24	31	16	8	1	90
宮城県	4	19	25	18	16	2	84
福島県	2	13	8	1			24
合 計	16	56	64	35	24	3	198
割 合	8.1%	28.3%	32.3%	17.7%	12.1%	1.5%	100.0%

② 殉職した消防団員の活動状況 (表 3) (表 4)

ア 殉職した消防団員のうち、震災後の捜索活動等に伴う疾病により死亡した消防団員1人を除く197人の被災時における活動状況を見ると、「避難誘導」が最も多く118人(59.9%)、次いで「出勤途上」が32人(16.2%)、「避難等」が25人(12.7%)となっています。

イ なお、被災時に水門閉鎖に当たっていた方は3人ですが、被災時の直前に「水門閉鎖」又は「水門状況確認」に当たっていた方を合わせると、59人（29.9%）が水門閉鎖等に関係していたと見られます。

（表3）活動状況

活動状況	岩手県	宮城県	福島県	合計(人)
① 水門閉鎖	2	1		3
② 警戒・救助	11	1		12
警戒・救助等(水門閉鎖後)	7			7
警戒・救助等(避難誘導後)	4			4
警戒・救助等(広報活動)		1		1
③ 避難誘導	44	61	13	118
避難誘導(水門閉鎖後)	25	3		28
避難誘導及び広報活動		12		12
避難誘導	19	46	13	78
④ 移動等	6	1		7
移動等(水門閉鎖後)	5	1		6
移動等(水門状況確認のため)	1			1
⑤ 出勤途上	17	13	2	32
⑥ 避難等	10	6	9	25
避難等(水門閉鎖後)	8	6		14
避難等(避難誘導後)	2		9	11
合計	90	83	24	197
(再掲) 水門閉鎖等に関係するもの	48	11		59

（注）本表は、消防団員の被災時における活動状況及びその直前の活動状況を当基金が関係組合・市町村からの災害発生速報等に基づいて整理したものです。

（表4）作業別の事例

従事作業	内 容
水門閉鎖	大津波警報発令により出勤し地区内の水門を閉鎖中、津波に巻き込まれて溺死した。
警戒・救助等	水門閉鎖後、避難誘導を行い民家に取り残された住人を救助中、津波に流された。
	消防車両で避難誘導中、海に流されそうな者を発見し、その救助中に津波に流された。
	積載車で一旦、漁港に集合してから漁港周辺の警戒活動を行っていたところ、津波に襲

	われた。
避難誘導	水門閉鎖後、屯所に戻り屋上で半鐘を鳴らし避難誘導していたところ、屯所もろとも津波に流された。
	所属班の管轄地域のお年寄りを、自家用車で繰り返し避難誘導を行っているときに津波に襲われた。
	水門を閉鎖し屯所付近で避難誘導した後、消防車両に乗車していたところを津波に流された。
出動途上	津波警報発令を受け、自家用車で屯所に向かう途上津波に襲われた。
	大津波警報により職場から消防団詰所へ向かう途中、津波に巻き込まれた。
	分団長と連絡を取った後、ポンプ置場に自家用車で向かう途上で渋滞に巻き込まれている時に津波にのまれ、車の下敷きとなる。
	ポンプ置場に向かう途中渋滞に巻き込まれたため、付近に車を駐車して徒歩で向かう途中、津波に巻き込まれた。
避難等	ポンプ自動車で避難広報、水門閉鎖を行った後、津波が迫ってきたので、屯所に戻り自家用車に乗り換えて避難している途中で津波に巻き込まれた。
	ポンプ車で避難誘導に従事していたが、津波が押し寄せてきたため詰所前に停車、下車し山へ避難を始めたが、津波に巻き込まれた。
	水門閉鎖に行き、先着していた団員と門扉を閉鎖した後、避難状況を確認中に津波に巻き込まれた。

(注) 本表は、消防団員の被災状況の具体的事例を当基金が関係組合・市町村からの災害発生速報等に基づいて整理したものです。

3. 消防団員等の災害補償費の状況について

① 災害補償費の支給状況 (表 5)

東日本大震災で死亡し公務災害等の認定を受けた消防団員等 203 人のうち 202 人(認定者のうち 99.5%)については、ご遺族からの請求に基づき、既に当基金から災害補償費が支給されています。

(表 5) 災害補償費の支給状況

県	市 町 村	認定人数	支給人数
岩 手	宮古市	16	16
	大船渡市	3	3
	陸前高田市	34	34
	釜石市	8	7
	大槌町	14	14

	山田町	8	8
	田野畑村	4	4
	野田村	3	3
	計 (8 市町村)	9 0	8 9
宮 城	仙台市	3	3
	石巻市	2 1 (2)	2 1 (2)
	気仙沼市	7	7
	名取市	1 7 (1)	1 7 (1)
	多賀城市	1	1
	岩沼市	8 (2)	8 (2)
	東松島市	8	8
	亶理町	1	1
	山元町	1 0	1 0
	七ヶ浜町	2	2
	女川町	7	7
	南三陸町	4	4
	計 (12 市町)	8 9 (5)	8 9 (5)
福 島	相馬市	1 0	1 0
	南相馬市	9	9
	新地町	1	1
	浪江町	3	3
	檜葉町	1	1
	計 (5 市町)	2 4	2 4
合計 (25 市町村)		2 0 3 (5)	2 0 2 (5)

(注) 認定人数及び支給人数の () 内は、作業従事者です。

② 災害補償費の支給額 (表 6)

災害補償費は損害補償費と福祉事業費に分かれています。

このうち、損害補償費は、平成 23 年度に係る主なものとして、遺族補償年金約 3 億 8,400 万円 (165 人)、遺族補償一時金約 5 億 1,000 万円 (35 人) が支給されています。また、葬祭補償費約 1 億 1,400 万円 (185 人) が支給されており、損害補償費全体では約 10 億 800 万円となっています。

福祉事業費は、遺族特別支給金 (一時金) 5 億 8,800 万円 (196 人)、遺族特別援護金 (一時金) 約 36 億 4,600 万円 (196 人) が支給されています。また、遺族特別給付金 (年金) 約 8,200 万円 (161 人)、遺族特別給付金 (一時金) 約 1 億円 (34 人)、奨

学援護金等約 2,000 万円（65 人）が、それぞれ支給されており、福祉事業費全体では約 44 億 3,600 万円となっています。

損害補償費と福祉事業費を合わせると、約 54 億 4,400 万円となっています。

(表 6) 災害補償費の支給額（平成 23 年度分）

単位：人、百万円

支給種目		人数	支払額
損害補償費（※1）	遺族補償費（※2）	年金	165(4)
		一時金	35(1)
	葬祭補償費（一時金）（※3）		185(4)
	計		1,008
福祉事業費（※1）	遺族特別支給金（一時金）（※4）		196
	遺族特別援護金（一時金）（※5）		196
	遺族特別給付金（※6）	年金	161
		一時金	34
	奨学援護金等（※7）		65
計		4,436	
損害+福祉	合計		5,444

備考 表中の各人数については、各支給種目で支給事由が発生しない場合があることなどから、支給人数（202 人）とは一致しません。

(注) 人数の（ ）内は、作業従事者です。

※1 損害補償費は、市町村等の公務災害補償条例で規定されている補償であり、福祉事業費は、法律に基づき、当基金が市町村等に代わって団員又はその遺族に給付しているもので、損害補償を補完する付加給付です。

※2 遺族補償費は、団員等が公務により死亡した場合に年金又は一時金を支給するものです。

※3 葬祭補償費は一時金で、団員等が公務により死亡した場合に、葬祭を行う者に対し一定の額を支給するものです。

※4 遺族特別支給金（300 万円）は一時金で、弔慰金的なものとして支給するものです。

※5 遺族特別援護金（1,860 万円）は一時金で、一時的な出費に対し生活援護を目的に支給するものです。

※6 遺族特別給付金は、損害補償の遺族補償の付加給付として、遺族補償費の 20/100 を支給するものです。

※7 奨学援護金は、遺族に在学者がいる場合で学資の支弁が困難な場合に支給するものです。

(参 考)

○ 災害補償費等の所要額見込について（平成 24 年 5 月末日現在）

東日本大震災に係る消防団員等の公務災害補償等については、死亡したほとんどの方のご遺族への災害補償費の支給が行われており、療養補償等その他の災害補償も一部を除きほとんどの支給が終了しました。このため、今後のご遺族への年金支払に必要な資金（責任準備金等）を含めた災害補償費等の所要額を見込むと次のとおりとなります。

また、参考として平成 23 年度事業計画書（変更）時点（平成 23 年 8 月 24 日）の想定額も示します。

平成 24 年 5 月末日現在の災害補償費等の所要額見込	平成 23 年度事業計画書（変更）時点の想定額
<p>(公務災害補償支払者数)</p> <p>団員 197 人（認定団員数 198 人－未請求 1 人）</p>	<p>(公務災害補償対象者数)</p> <p>団員 215 人</p>
<p>(経費の見込み)</p> <p>平成 23 年度に必要な一時金・年金 54.3 億円 (損害補償：遺族年金、遺族一時金、葬祭補償 9.9 億円) (福祉事業：遺族支給金・援護金・給付金等 44.4 億円)</p>	<p>(経費の想定)</p> <p>平成 23 年度に必要な一時金・年金 54.5 億円 (損害補償：遺族年金、葬祭補償 6.9 億円) (福祉事業：遺族支給金・援護金・給付金 47.6 億円)</p>
<p>平成 24 年度以降に必要な年金 給付総額の現価 117.7 億円 (責任準備金：96.9 億円) (変動調整準備金(福祉年金に係る分)：20.8 億円)</p>	<p>平成 24 年度以降に必要な年金 給付総額の現価 176.1 億円 (責任準備金：146.7 億円) (変動調整準備金(福祉年金に係る分)：29.4 億円)</p>
<p>療養補償費、自動車見舞金、従事者 への補償費等 3.1 億円 (療養補償費：0.1 億円) (自動車見舞金：1.5 億円) (従事者への補償費等：1.5 億円)</p>	<p>療養補償費、自動車見舞金、従事者 への補償費等 5.9 億円 (療養補償費：1 億円) (自動車見舞金：2 億円) (従事者への補償費等：2.9 億円)</p>
<p>(合 計) 175.1 億円 (今後、未請求の殉職者 1 人分の災害補償費等及び若干の他の災害補償費等が加算される見込)</p>	<p>(合 計) 236.5 億円</p>

なお、平成 24 年 5 月末日現在の災害補償費等の所要額見込と平成 23 年度事業計画書（変更）時点における想定額との差の主な理由は、次のとおりです。

① 公務災害補償対象者（死亡）数の相違

想定額での死亡者数は、各市町村、組合から報告のあった数値（207 人）と、報告が困難であった一部地域に係る推計値を合計し 215 人としましたが、推計した地域で死亡者がいなかったこと及び報

告のあった死亡者のうち9人が労働災害に該当したことなどの相違があったこと（約20億円分）。

② 年金受給想定者の減少等

被災団員の遺族を年金受給者として想定し積算しましたが、遺族自身も津波により死亡したことや、被災団員が独身者等（生計維持関係にある家族のいない者）であったことなどから、年金受給者（平成24年度以降も受給）として想定されていた者の数が減り、一時金受給者（平成23年度のみ受給）が増加（34人）したこと（約23億円分）。

③ 厚生年金等との併給調整等

遺族が受給する年金の額が、厚生年金等との併給調整が行われるケースがあったことなどから低めになったこと（約15億円分）。

④ 療養補償費の支給人数減等

療養補償費の支給人数や従事者（死亡者）の人数が想定を下回ったこと（約3億円分）。